

## 那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業

### 実施方針本文及びリスク分担案に関する質問及び回答（追加分）

平成 18 年 7 月 19 日に公表した「実施方針に関する質問回答」について、No195 以降の追加分を公表します。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
195	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要について	将来的に機械棟の建替えが想定され、将来の機械棟への配慮が必要とされておりますが、概略の土地利用計画をご教示下さい。 又、敷地利用計画は、両ターミナルの再編整備を予測して、民間事業者が提案しなければならないのかご教示下さい。	前段については、No1 の回答を参照ください。 後段については、要求水準書(案)の添付資料 2-10 を参照ください。
196	2	第 1	1	(5)	②		事業スケジュール表について	表中、維持管理業務は平成 21 年 4 月業務開始と読めますが、施設引渡しの平成 20 年 9 月末から平成 21 年 3 月末までの期間における維持管理業務は対象外となるのでしょうか。その場合、当該発生する問題は、事業者サイドでは負えないリスクと考えます。	要求水準書(案)の第 3 章及び添付資料 1-3 を参照ください。
197	3	第 1	1	(5)	②		特定目的会社の設立について	選定された民間事業者が、設立する S P C は、那覇市内に設立するのかがご教示下さい。 構成員の S P C への最低出資比率に関する規定はあるのかご教示下さい。	SPC の設立場所については特段の規定はありません。 構成員の最低出資比率に関しては、第 2 8 (3) 記載のとおり、SPC の全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を構成員が保有することを想定しています。詳細は入札公告時に示します。
198	3	第 1	1	(6)	①		保安系の電気設備に関する業務について	新本館に整備する保安系の電気設備は除くとされておりますが保安系電気設備の整備主体、整備スケジュールをご教示下さい。(民間事業者が整備する電気設備系との関連による協議が予想されます。)	整備主体は、国が直轄工事としての実施を予定しています。 整備スケジュールは、要求水準書(案)の添付資料 1-3 を参照ください。
199	3	第 1	1	(6)	①	(7)	施設整備に関する業務	「設計にあたり必要な一切の調査」とありますが、要求水準書等の資料において最低限の資料（敷地求積図・地質調査等）は公表していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	3	第 1	1	(6)	③		維持管理に関する業務について	維持管理について、残置される第 1 別館、第 2 別館、機械棟も含まれるのかご教示下さい。 又、管制装置などの維持管理は含まれるのかご教示下さい。	維持管理の対象範囲は、要求水準書(案)の第 3 章及び添付資料 1-3 を参照ください。
201	3	第 1	1	(6)	③		維持管理に関する業務について	管理棟については、航空機運行の安全性から、立ち入り禁止区域が設定されていると思われませんが、維持管理計画策定の観点から、詳細な管理形態・区分をご教示下さい。	入札公告時に示します。
202	4	第 1	1	(8)	④		その他の費用に相当する対価	「その他の費用」とは、具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。	No97 の回答を参照ください。
203	6	第 2	5		③		代表企業の要件について	代表企業の要件は、入札説明書の中で明記されると考えてよいのかご教示下さい。	ご理解のとおりです。
204	7	第 2	5		⑥		応募者の構成に関する要件	代表企業、構成員及び協力会社の変更について、「国はその事情を検討する」とされておりますが、どのような事情の場合に、代表企業、構成員及び協力会社の変更がみとめられるのでしょうか。	現時点では具体的な想定はしていません。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
205	9	第2	6	(2)	③	(f)	建設者の要件	「...、かつ応募者として上記全ての点数を満たしていること。」とありますが、ここでいう“応募者”とは、6ページの5. -①で定義される“応募グループ”との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	9	第2	6	(2)	③	(e)	建設者の要件	「...、共同して実施するすべての者が上記要件を満たすこと。」とありますが、ここでいう“上記要件”とは、例えば建築工事のみを複数の者で共同して行う場合、“建築工事業”のみについて経営事項評価点数を満たしていれば良いとの解釈でよろしいでしょうか。	No135の回答を参照ください。
207	10	第2	8	(3)	③		構成員以外の保有について	出資比率について①及び②の条件を事業期間が終了するまで維持することとなっていますが、構成員以外の保有についても同様と考えてよいでしょうか。	構成員以外の保有については対象としておりませんが、株主の変更については事前に国の承諾を必要とします。
208	11	第3	1				リスク分担の考え方	資料1、表A-1において、国が管理する主なリスクとして、事業用地について「地盤条件・地下埋設物に関する情報誤認、土壌汚染等の瑕疵、文化遺産の発見等」とありますが、爆発物や危険物の発見等も考えられますが、これらは国が管理するリスクとして認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	11	第3	1				リスク分担の考え方	資料1、表A-2のNo.22,26,27について、事業者の責によらない帰責理由で工程変更、完工時期の遅延、運営開始の遅延が生じた場合は、事業者のリスクではないとの認識でよろしいでしょうか。	国の責による場合は、国のリスクとします。
210	12	第3	3	(3)	④		維持管理段階	「随時及び定期的に業務の実施状況を確認する」とありますが、定期的とはどの程度の頻度を想定されているのでしょうか。	入札公告時に示します。
211	12	第3	3	(3)	⑤		財務の状況に関するモニタリング	「...、監査を経た財務の状況を国に報告しなければならない。」とありますが、公認会計士による監査を要しないという解釈でよろしいでしょうか。	公認会計士による監査を必要とします。詳細は入札公告時に示します。
212	12	第3	3	(3)	⑤		財務の状況に関するモニタリング	「選定事業者は、毎年度、監査を経た財務の状況を国に報告しなければならない。」とありますが、公認会計士による監査を要しないという解釈でよろしいでしょうか。	No211の回答を参照ください。
213	ii	資料1	(1)	②			リスク分担表 A-2 選定事業者が管理するリスク	NO.15、近隣対応について、本事業を行うに当たり近隣住民の基本的な合意は取れていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
214							その他	予定価格の公表は行われるのでしょうか。	行いません。
215							その他	PFIを導入するに際して、基本調査及び導入可能性調査を行うと思われ ます。本事業は、概要版も含め公表されていないのですが、調査は行われ なかったのでしょうか？	調査は実施済みです。